

外国人材地域体験・交流モデル事業委託仕様書

1 委託事業名

外国人材地域体験・交流モデル事業

2 目的

在留外国人等を対象に、国際交流に関心のある大学生や地域住民との交流イベントのほか、伝統文化（祭り・伝統芸能等）体験や地域団体との交流イベントを実施するとともに、ワークショップを通じたノウハウ等の横展開により企業等における共生推進のための交流事業を促進することで、地域への愛着醸成や地域の異文化理解に繋げ、外国人の県内定着を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 事業内容

2の目的を達成するため、次に掲げる事業を効果的に実施すること。

（1）大学生と中予地方局若手職員で構成するプロジェクトチームの運営

県内大学生（約10名。留学生を含む。）、中予地方局若手職員（約10名）で構成するプロジェクトチーム（以下、「チーム」という。）を運営し、次のとおり下記（2）～（4）で実施する事業の内容を検討する。

- ①チーム運営は、チーム構成員の主体的な参加を促すために必要なファシリテートを行うとともに、対面のほか、オンラインツールを効果的に活用するなど、チーム構成員の負担軽減を考慮した活動とすること。
- ②必要に応じて愛媛県との連携の下、チームとともに、開催市町や関係団体等から情報収集するとともに、協議等を行うほか、（2）～（4）で実施する事業の内容を検討すること。
- ③運営に必要な経費は、受託者の負担とする。

（2）在留外国人の交流イベントの実施

中予管内の在留外国人と国際交流に関心のある大学生や地域住民との交流イベントを実施する。

①開催要件

ア 対象者

- ・中予管内在留外国人（留学生、外国人就労者、その家族等）、地域住民

イ 内 容

- (ア) 防災教育に関するワークショップ
- (イ) スポーツを通じた異文化交流

ウ 回 数

- ・各1回（計2回）

エ 参加者数

- ・延べ200名（100名×2回）程度

オ その他

- ・上記イの両イベントを同日開催（例：午前、午後の部に分けて実施等）することも可能とする。
- ②在留外国人の現状、意識、意欲、ニーズに対応した内容を企画し、開催に要する各種資料（開催要領、募集要項、参加者募集資料・ツール等）を作成すること。
- ③愛媛県が実施する参加者募集に協力すること。
- ④イベント実施時または実施後に、参加者にアンケート調査等を実施し、実績・成果を取りまとめること。
- ⑤実施に必要な経費は、受託者の負担とする。

（3）外国人向け地域体験・交流イベントの実施

中予管内の在留外国人等を対象に、伝統文化（祭りや伝統芸能等）の体験及び地域づくり団体との交流を実施する。

①開催要件

ア 対象者

- ・中予管内在留外国人（留学生、外国人就労者、その家族等）、国際交流に関心のある県内大学生

イ 内 容

- ・伝統文化（祭りや伝統芸能等）の体験、地域づくり団体との交流

ウ 回 数

- ・4回程度

エ 参加者数

- ・延べ120名（30名×4回）程度

②在留外国人の現状、意識、意欲、ニーズに対応した内容を企画し、開催に要する各種資料（開催要領、募集要項、参加者募集資料・ツール等）を作成すること。

③実施にあたり、参加者受入手配及び送迎など、円滑な実施に必要な各種準備・運営等を行うこと。

④愛媛県が実施する参加者募集に協力すること。

⑤イベント実施時または実施後に、参加者にアンケート調査等を実施し、実績・成果を取りまとめること。

⑥実施に必要な経費は、受託者の負担とする。

（4）モデル事例活用ワークショップの実施

企業や地域づくり団体等の関係者を対象に、外国人向け地域体験・交流イベントを紹介するなど、横展開を図る。

①開催要件

ア 対象者

- ・企業や地域づくり団体等の関係者

イ 内 容

- ・外国人向け地域体験・交流イベントの紹介 等

ウ 回 数

- ・1回程度

エ 参加者数

- ・50人程度

- ②開催に要する各種資料(開催要領、募集要項、参加者募集資料・ツール等)を作成すること。
- ③愛媛県が実施する参加者募集に協力すること。
- ④ワークショップ開催後に、参加者にアンケート調査等を実施し、実績・成果を取りまとめること。
- ⑤実施に必要な経費は、受託者の負担とする。

5 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な事業内容について、必要に応じて、愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託事業完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 愛媛県は、事業実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

6 再委託の可否

受託者は、事業の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、契約書内様式第1号を委託者に提出し、承認を受けなければならない。

7 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本事業で得られた成果（制作物の著作権及び使用権）は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 秘密保持

- ①本事業に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本事業以外の目的で使用しない。
- ②本事業に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本事業で知り得た事業上の秘密を保持しなければならない。

8 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、疑義がある場合は愛媛県に協議すること。

9 その他

- (1) 本事業に関する具体的な内容は、契約締結後、受託者の提案内容に基づき打ち合わせを行い、愛媛県と受託者双方合意の上、決定する。
- (2) 事業の実施にあたっては、愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。
- (3) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。